（定期事業者検査の報告）

第十六条　法第五十一条の十第三項の原子力規制委員会規則で定めるとき（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、定期事業者検査（第十二条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときとする。

2　法第五十一条の十第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第十三条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　検査の対象及び方法並びに期日

四　検査の実績又は予定の概要

3　第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　特定廃棄物管理施設及び第二十九条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三　第二十九条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ　施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第二十九条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ　特定廃棄物管理施設の工事の方法及び時期

ハ　特定廃棄物管理施設の点検、検査等（以下この号及び第二十九条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ニ　特定廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

四　第十三条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

五　前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

六　前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

七　前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

二　溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。

三　溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（輸入品の溶接検査）

第十六条　法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定廃棄物管理施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接の方法に関する説明書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

四　溶接（第十一条第三号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第十三条第二号に掲げる溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（同条第四号に規定する溶接部に関するものに限る。）の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。